生衛第444号

令和２(2020)年８月28日

　医療政策課長　　様

生活衛生課長

　　　食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いに

ついて

　本県の病院給食施設における飲食店営業許可の取扱いにつきましては、これまで集団給食施設の設置者等が外部事業者に給食業務を委託した場合であっても、受託事業者は食品衛生法（以下「法」という。）に基づく営業許可を要しないとの判断により対応してきたところですが、今般の「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、調理業務を外部事業者に委託する場合は、令和３(2021)年６月１日までに受託事業者が飲食店営業の許可を受けることとされました。

また、営業許可の対象とならない直営方式の集団給食施設につきましても、令和３(2021)年６月１日（令和３(2021)年６月１日の施行日時点において現に稼働している施設については経過措置として令和３(2021)年11月30日）までに法に基づき改めて届出を行うことが規定されました。

つきましては、改正法の施行に円滑に対応するため、貴課所管の集団給食施設を有する医療機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生活衛生課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　食品安全推進班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　028-623-3109

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　028-623-3116